

障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案骨子

第1 目 的

この法律は、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、介護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とすること。

第2 定 義

- 1 この法律において「障がい者」とは、障害者基本法第2条に規定する障害者をいうこと。
- 2 この法律において「障がい者虐待」とは、介護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待及び使用者による障がい者虐待をいうこと。
- 3 この法律において「介護者」とは、障がい者を現に介護する者であって、障がい者福祉施設従事者等又は使用者以外のものをいうこと。
- 4 この法律において「障がい者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法上の施設その他の施設（以下「障がい者福祉施設」という。）又は同法の障害福祉サービス事業その他の事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいうこと。
- 5 この法律において「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主（労働者派遣の役務の提供を受ける事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいうこと。
- 6 この法律において「介護者による障がい者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいうこと。
 - ① 介護者がある介護する障がい者について行う次に掲げる行為
 - イ 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
 - ロ 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、介護者以外の同居人によるイからハまでの行為と同様の行為の放置等介護を著しく怠ること。

② 介護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」とは、障がい者福祉施設従事者等が、当該障がい者福祉施設を利用する障がい者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者について行う次のいずれかに該当する行為をいうこと。

① 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

② 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 障がい者に対する著しい暴言若しくは著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動又は不当な差別的言動を行うこと。

④ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障がい者福祉施設を利用する他の障がい者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障がい者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を介護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 障がい者の財産を不当に処分すること、障がい者に支払うべき賃金又は工賃を支払わないこと、障がい者を当該障がい者福祉施設の利用の目的又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの利用の目的から逸脱した作業に従事させることその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障がい者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障がい者について行う次のいずれかに該当する行為をいうこと。

① 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

② 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 障がい者に対する著しい暴言若しくは著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動又は不当な差別的言動を行うこと。

④ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

⑤ 障がい者の財産を不当に処分すること、障がい者に支払うべき賃金を支払わないこと、障がい者に当該障がい者に係る労働条件と相違する労働を行わせることその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第3 障がい者に対する虐待の禁止

何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならないこと。

第4 国等の責務等

- 1 国及び地方公共団体は、次に掲げる責務を有すること。
 - ① 関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。
 - ② 障がい者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保並びに資質の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めること。
 - ③ 障がい者虐待の防止等に資するため、障がい者福祉施設の設置者等に対する研修、障がい者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。
- 2 国民は、障がい者虐待の防止等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障がい者虐待の防止等のための施策に協力するよう努めなければならないこと。

第5 早期発見等

- 1 障がい者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障がい者の福祉に業務上関係のある団体及び障がい者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障がい者の福祉に職務上関係のある者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないこと。
- 2 1に掲げる者は、国及び地方公共団体が講ずる障がい者虐待の防止のための啓発活動及び障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないこと。

第6 市町村障がい者虐待防止・介護者支援センター

- 1 市町村は、障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局又は施設において、当該部局又は施設が障がい者虐待防止・介護者支援センター（以下「市町村センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ① 障がい者虐待の防止等に関し、相談、指導、助言その他必要な援助を行うこと又は相談、指導、助言その他必要な援助を行う機関を紹介すること。
 - ② 障がい者虐待に係る通報又は届出を受理すること。
 - ③ 介護者による障がい者虐待に係る通報又は届出を受けた場合に、事実の確認のための措置を講ずること。

- ④ 介護者による障がい者虐待を受けた障がい者を一時的に保護するため、障害者支援施設等に入所させること。
 - ⑤ 第15の4により相談に応じ、又は関係機関を紹介すること。
 - ⑥ 障がい者虐待を受けた障がい者の支援に関し、相談、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他必要な援助を行うこと。
 - ⑦ 障がい者虐待の防止等に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - ⑧ 障がい者虐待の防止等に関する広報啓発を行うこと。
- 3 市町村は、5により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障がい者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められる者に、2に掲げる業務（2の④を除く。）及び第9の1による介護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができること。
 - 4 市町村センター及び3による委託を受けた者は、障がい者の福祉に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこと。
 - 5 市町村センターは、介護者による障がい者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこと。この場合において、介護者による障がい者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならないこと。

第7 都道府県障がい者虐待防止・介護者支援センター

- 1 都道府県は、障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局又は施設において、当該部局又は施設が障がい者虐待防止・介護者支援センター（以下「都道府県センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。
 - 2 都道府県センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- ① 市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
 - ② 障がい者虐待の防止等に関し、相談、指導、助言その他必要な援助を行うこと又は相談、指導、助言その他必要な援助を行う機関を紹介すること。
 - ③ 障がい者虐待を受けた障がい者の支援に関し、相談、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他必要な援助を行うこと。
 - ④ 障がい者虐待の防止等に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - ⑤ 障がい者虐待の防止等に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 3 都道府県は、5により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障がい者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、2に掲げる業務（2の①に掲げる業務を除く。）の全部又は一部を委託することができること。
 - 4 都道府県センター及び3による委託を受けた者は、障がい者の福祉に関し専門的

知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないこと。

- 5 都道府県は、障がい者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこと。

第8 介護者による障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等

- 1 介護者による障がい者虐待（18歳未満の障がい者について行うものを除く。以下第8において同じ。）を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、これを市町村センターに通報しなければならないこと。
- 2 市町村センターは、1による通報又は障がい者から介護者による障がい者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障がい者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるものとする。
- 3 市町村センターは、1による通報又は2の届出があった場合において、当該通報又は届出に係る障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、当該障がい者を一時的に保護するため、当該障がい者を当該市町村の設置する障害者支援施設その他の施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させなければならないこと。
- 4 市町村は、3の措置に代えて、他の市町村等の設置する障害者支援施設等、のぞみの園又は指定医療機関に当該障がい者の入所又は入院を委託することができること。
- 5 市町村長は、1による通報又は2の届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障がい者に対する介護者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により審判の請求をするものとする。
- 6 市町村は、介護者による障がい者虐待を受けた障がい者について3又は4の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。
- 7 市町村長は、介護者による障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、市町村センターの職員をして、当該障がい者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること。
- 8 介護者による障がい者虐待を受けた障がい者について3又は4の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等、のぞみの園若しくは指定医療機関の長は、当該介護者による障がい者虐待を行った介護者について当該障がい者との面会を制限することができること。

第9 緊急ショート・ステイその他の介護者に対する支援

- 1 市町村センターは、介護者の負担の軽減のため、介護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村センターは、介護者の心身の状態に照らしその介護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障がい者が短期間介護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第 10 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止等

- 1 障がい者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障がい者福祉施設従事者等の研修の実施、障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。
- 2 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、これを市町村センターに通報しなければならないこと。
- 3 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けた障がい者は、その旨を市町村センターに届け出ることができること。
- 4 障がい者福祉施設従事者等は、2による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。
- 5 市町村は、市町村センターが2による通報又は3による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する事項を、当該障がい者福祉施設又は当該障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないこと。
- 6 市町村センターが2による通報若しくは3による届出を受け、又は都道府県が5による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障がい者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護を図るため、社会福祉法、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

第 11 使用者による障害者虐待の防止等

- 1 障がい者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障がい者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。
- 2 使用者による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、これを市町村センターに通報しなければならないこと。
- 3 使用者による障がい者虐待を受けた障がい者は、その旨を市町村センターに届け出ることができること。

- 4 労働者は、2による通報又は3による届出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。
- 5 市町村は、市町村センターが1による通報又は2による届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る使用者による障がい者虐待に関する事項を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこと。
- 6 都道府県労働局が5による報告を受けたときは、事業所における障がい者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該使用者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護を図るため、労働基準法、最低賃金法、障害者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

第12 就学する障がい者に対する虐待の防止等

学校の長は、教職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障がい者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第13 保育所等に入所する障がい者に対する虐待の防止等

保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）の長は、職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に入所する障がい者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第14 医療機関を利用する障がい者に対する虐待の防止等

医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備、虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障がい者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第15 雑 則

- 1 市町村又は都道府県は、市町村センター又は都道府県センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障がい者虐待対応協力者又は都道府県障がい者虐待対応協力者を周知させなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、毎年度、障がい者虐待（介護者による障がい者虐待であって、18歳未満の障がい者について行うものを除く。以下2において同じ。）の状況、障がい者虐待があった場合に採った措置その他必要な事項を公表するものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、障がい者虐待の事例の分析を行うとともに、障がい者虐

待の予防及び早期発見のための方策、障がい者虐待があった場合の適切な対応方法、介護者に対する支援の在り方その他障がい者虐待の防止等のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

- 4 市町村センターは、介護者、障がい者の親族、障がい者福祉施設従事者等又は使用者以外の者が障がい者で行う財産上の不当取引による障がい者の被害について、相談に応じ、又は消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介するものとする。
- 5 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法の規定により審判の請求をするものとする。
- 6 国及び地方公共団体は、障がい者虐待の防止等を図るため、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第16 罰 則

第6の3又は第7の3により事務の委託を受けた者等であって正当な理由なくその委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしたものと及び第8の7による立入調査の拒否等をした者に対する罰則規定を設けること。

第17 その他

- 1 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。
- 2 学校、保育所等、医療機関、矯正施設等における障がい者に対する虐待の防止等の体制の在り方及び障がい者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障がい者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直し及び精神科病院等における精神障害者の処遇の在り方を見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 65歳未満の者であって養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律において、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用すること。